

神戸地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分の無効の確認請求事件

国側当事者・国(芦屋税務署長)

令和5年9月12日却下・棄却・確定

判 定

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	芦屋税務署長
	山田 茂
同指定代理人	田中 優希
同	花谷 愛華
同	中村 拓史
同	楠田 光
同	土手 康之
同	上田 ゆかり
同	日高 良子

主 文

- 1 本件訴えのうち別紙却下目録記載1ないし3の部分をいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

処分行政庁が、平成26年11月26日付けで原告に対してした、平成24年6月●日に開始した被相続人乙の相続に係る相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分が無効であることを確認する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、処分行政庁から亡乙の相続に係る相続税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を受けたのに対し、上記各処分には相続財産である不動産の評価を誤った違法があるなどと主張して、上記各処分の全部が無効であることの確認を求める事案である。

- 2 前提事実(当事者間に争いのない事実又は後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 原告に対する各処分

原告は、平成24年6月●日に死亡した亡乙(以下、同人の死亡により開始した相続を「本件相続」という。)の相続人であるところ、同年12月28日、処分行政庁に対し、本

件相続に係る相続税（以下「本件相続税」という。）について、申告書を提出して申告（以下「本件申告」という。）をした。本件申告の内容は、別紙「課税の経緯」の「申告」欄記載のとおりである。（甲1、乙1）

処分行政庁は、平成26年11月26日付けで、原告に対し、本件相続税の更正処分（以下「本件更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」といい、本件更正処分と合わせて「本件更正処分等」という。）をした。本件更正処分等の内容は、別紙「課税の経緯」の「本件更正処分等」欄記載のとおりである。（甲1）

処分行政庁は、原告に対し、平成28年7月5日付けで本件更正処分の一部を取り消す減額更正処分を行うとともに、本件賦課決定処分に基づく過少申告加算税を減額する変更決定処分（以下、これらを併せて「本件減額更正処分等」という。）をした。本件減額更正処分等の内容は、別紙「課税の経緯」の「本件減額更正処分等」欄記載のとおりである。（乙1）

（2）先行訴訟の経過等

ア 原告は、平成28年2月15日、国を被告として、本件更正処分等（ただし、本件更正処分については本件申告に係る納付すべき税額を超える部分）の取消しを求める訴訟（当庁平成●●年（〇〇）第●●号）を提起した。神戸地方裁判所は、平成29年3月7日、本件更正処分等（ただし、本件減額更正処分等により各一部取り消された後のものであり、本件更正処分については本件申告に係る納付すべき税額を超える部分）がいずれも適法であるとして、原告の請求を棄却する判決（以下「前々訴判決」という。）を言い渡した。

（乙1）

原告は、前々訴判決を不服として控訴したところ、大阪高等裁判所は、平成30年1月12日、控訴を棄却する判決を言い渡した（乙2）。原告は、これを不服として上告したところ、最高裁判所は、同年7月10日、上告を棄却する決定をし、前々訴判決が確定した。（乙3）

イ 原告は、令和4年9月3日、国を被告として、本件更正処分等（ただし、本件減額更正処分等により各一部取り消された後のものであり、本件更正処分については本件申告に係る納付すべき税額を超える部分）が無効であることの確認を求める訴訟（当庁令和●●年（〇〇）第●●号）を提起した。神戸地方裁判所は、令和5年2月21日、本件更正処分等に重大かつ明白な無効がある旨の原告主張は前々訴判決に抵触するため理由がないとして、原告の請求を棄却する判決（以下「前訴判決」という。）を言い渡し、前訴判決は上訴期間の経過により確定した。（乙4、弁論の全趣旨）

（3）本件訴えの提起

原告は、令和5年2月25日、本件訴えを提起した。（当裁判所に顕著な事実）

第3 争点及びこれに対する当事者の主張

本件の争点は、本件更正処分のうち本件申告に係る納付すべき税額を超えない部分及び本件更正処分等のうち本件減額更正処分等により各取り消された部分の無効確認を求める訴えの適法性（争点1）、本件更正処分等（ただし、本件減額更正処分等により各一部取り消された後のものであり、本件更正処分については本件申告に係る納付すべき税額を超える部分）が無効であるか否か（争点2）である。

1 争点1について

（被告の主張）

(1) 相続税の納付税額を確定する手続は申告納税方式が採用されており、申告に係る納付すべき税額等を更正する処分を受けた納税者は、申告書の記載の無効を主張することができる特段の事情がある場合を除き、更正の請求の手続を経ることなく当該更正処分のうち申告額を超えない部分の無効確認を求めることはできない。

原告は、本件申告による申告額を超えない部分について更正の請求の手続を経おらず、上記特段の事情も認められないから、本件訴えのうち、原告が申告した納付すべき税額を超えない部分の無効確認を求める訴えは、訴えの利益を欠く不適法なものである。

(2) 税額を増額する更正処分がされた後、更に税額を減額する再更正処分がされた場合、当該再更正処分は、その減少した税額に係る部分についてのみ法的効果を及ぼすという、当初の更正処分の変更処分と解すべきであり、それによって税額の一部取消しという納税者に有利な効果をもたらすことになるから、当該納税者は、当初の更正処分のうち再更正処分によって取り消された部分については訴えの利益を失うと解すべきである。

処分行政庁は、原告の申告した納付すべき税額を増額する本件更正処分等をした後、本件減額更正処分等をし、本件更正処分等による税額を減額したから、本件訴えのうち当該減額された部分の無効確認を求める訴えは、訴えの利益を欠く不適法なものである。

(原告の主張)

本件訴えは訴訟要件を満たしており、被告の主張に理由はない。

2 争点2について

(原告の主張)

本件更正処分は、相続時の賃貸マンションの一時空室の取扱いに関する法令を逸脱したものである。したがって、本件更正処分及びこれを前提とする本件賦課決定処分には重大かつ明白な違法があるため、本件更正処分等は無効である。

(被告の主張)

取消訴訟において請求棄却判決が確定した場合には、取消訴訟の対象となった処分に違法一般がなく、適法であることについて既判力が生じる。そして、処分の無効確認訴訟の訴訟物は、当該処分の重大かつ明白な違法等一般であると解され、処分の取消訴訟における訴訟物である当該処分の違法一般に含まれると解される。したがって、処分の取消訴訟において、請求棄却判決が確定した場合には、その既判力は、同一の処分を対象とする処分の無効確認訴訟にも及ぶと解される。

したがって、前々訴判決の既判力は本件訴訟に及ぶから、原告が本件訴訟において本件更正処分等に重大かつ明白な違法がある旨主張することは、前々訴判決の既判力に抵触し、許されない。

第4 当裁判所の判断

1 争点1について

(1) 本件更正処分の無効確認を求める訴えのうち本件申告に係る納付すべき税額を超えない部分の無効確認を求める部分の適法性

相続税法は、相続税について申告納税制度を採用し、国税通則法23条は、確定申告書に記載された税額が適正に計算したときの税額より過大である場合、納税義務者が税額の更正の請求をすることができる旨規定する。これらの規定の趣旨は、課税標準等の決定については最もその間の事情に通じている納税義務者自身の申告に基づくものとし、その過誤の是正

は法律が特に認めた場合に限る建前とすることが、租税債務を可及的速やかに確定させるといふ国家財政上の要請に合致し、納税義務者に対しても過大な不利益を強いるおそれがないという点にある。したがって、更正の請求の方法によらないで確定申告書の記載内容の過誤を主張することは、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、更正の請求の方法以外にその是正を許さないとすると納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合を除き、許されないと解すべきである（最高裁判所昭和39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁参照）。

これを本件についてみると、原告が本件申告に係る納付すべき税額を超えない部分について更正の請求を経たことを認めるに足りる証拠はない。また、更正の請求の方法以外にその是正を許さないとすると原告の利益を著しく害すると認められる特段の事情があることを認めるに足りる証拠はない。したがって、本件更正処分の無効確認を求める訴えのうち、本件申告に係る納付すべき税額を超えない部分の無効確認を求める部分（別紙却下目録1）は不適法である。

(2) 本件更正処分等の無効確認を求める訴えのうち本件減額更正処分等により各取り消された部分の無効確認を求める訴えの適法性

申告に係る税額につき更正処分がされた後、減額再更正処分がされる場合、減額再更正処分は当初の更正処分の一部を取り消すという法的効果を持った処分であるから、当初の更正処分中すでに取り消された部分の取消しを求める訴えについては、訴えの利益を失うと解すべきである（最高裁判所昭和42年9月19日第三小法廷判決・民集21巻7号1828頁、最高裁判所昭和46年3月25日第一小法廷判決・集民102号329頁）。このことは、当初の更正処分中すでに取り消された部分の無効確認を求める訴えについても同様であると解すべきである。また、これらの点は、過少申告加算税の賦課決定処分がされた後、その税額を減額する変更決定処分がされた場合にも異なるところはないと解すべきである。

これを本件についてみると、本件更正処分等は、本件減額更正処分等により各一部が取り消されているから、本件更正処分等の無効確認を求める訴えのうち、本件減額更正処分等により取り消された部分の無効確認を求める部分（別紙却下目録2及び3）は、訴えの利益を欠き不適法である。

2 争点2について

確定判決は、訴訟物についての判断について既判力を有する（行政事件訴訟法7条、民事訴訟法114条1項）ところ、処分の取消訴訟における訴訟物は、当該処分の違法一般であると解される（最高裁判所昭和49年7月19日第二小法廷判決・民集28巻5号897頁参照）。したがって、相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分の取消訴訟における訴訟物は、上記各処分の違法一般であり、上記訴訟において請求を棄却する旨の判決が確定した場合には、上記各処分について違法一般がなく、適法であることが既判力によって確定されるというべきである。

また、処分の無効確認訴訟における訴訟物は、当該処分の重大かつ明白な違法等一般であると解され、処分の取消訴訟における訴訟物である当該処分の違法一般に含まれると解される。したがって、処分の取消訴訟において、請求を棄却する旨の判決が確定した場合には、その既判力は、同一の処分を対象とする処分の無効確認訴訟にも及ぶと解される。

これを本件についてみると、前記前提事実のとおり、本件更正処分等（ただし、本件減額更

正処分等により各一部取り消された後のものであり、本件更正処分については本件申告に係る納付すべき税額を超える部分)の取消しを求める請求を棄却する旨の確定判決(前々訴判決及び前訴判決)があるから、本件更正処分等(ただし、本件減額更正処分等により各一部取り消された後のものであり、本件更正処分については本件申告に係る納付すべき税額を超える部分)について一切の違法事由がなく、適法であることが既判力をもって確定しているといえる。そうすると、本件更正処分等(ただし、本件減額更正処分等により各一部取り消された後のものであり、本件更正処分については本件申告に係る納付すべき税額を超える部分)に重大かつ明白な違法がある旨の原告の主張は、前々訴判決及び前訴判決と抵触するものであり、理由がない。

したがって、本件更正処分等(ただし、本件減額更正処分等により各一部取り消された後のものであり、本件更正処分については本件申告に係る納付すべき税額を超える部分)が無効であるとは認められない。

3 結論

よって、本件訴えのうち、別紙却下目録記載の部分はいずれも不適法であるから、これらを却下し、その余の請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 龍見 昇

裁判官 鈴鹿 祥吾

裁判官 関根 隆朗

却下目録

- 1 処分行政庁が平成26年11月26日付けで原告に対してした、平成24年6月●日に開始した被相続人乙の相続に係る相続税の更正処分の無効確認を求める訴えのうち、納付すべき税額718万7400円を超えない部分の無効確認を求める部分
- 2 処分行政庁が平成26年11月26日付けで原告に対してした、平成24年6月●日に開始した被相続人乙の相続に係る相続税の更正処分の無効確認を求める訴えのうち、処分行政庁が平成28年7月5日付けで原告に対してした、原告の納付すべき税額を979万2400円とする相続税の減額更正処分によって取り消された部分の無効確認を求める部分
- 3 処分行政庁が平成26年11月26日付けで原告に対してした、平成24年6月●日に開始した被相続人乙の相続に係る過少申告加算税の賦課決定処分の無効確認を求める訴えのうち、処分行政庁が平成28年7月5日付けで原告に対してした、上記過少申告加算税の額を26万円に減額する変更決定処分によって取り消された部分の無効確認を求める部分

課税の経緯

単位(円)

相続人	申告区分等	申告	本件 更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本件減額 更正処分等
	内容	平成24年12月28日	平成25年11月26日	平成26年12月8日	平成27年2月6日	平成27年2月18日	平成27年11月11日	平成28年7月5日
甲	取得財産の価額	445,102,256	454,485,676	一部 取消し	棄却	全部 取消し	棄却	453,563,075
	債務及び葬式費用の金額	373,498,377	373,498,377					373,498,377
	課税価格 (1,000円未満切捨て)	72,603,000	80,987,000					80,064,000
	納付すべき税額 (100円未満切捨て)	7,187,400	9,960,900					9,792,400
	増少申告加算税の額		277,000					269,000